

地域のつながり！ 減量のたのしさ!!

=きしわだ= 推進員だより

「推進員だより」では岸和田市廃棄物減量等推進員の活動や市の施策などを紹介します。

令和3年(2021年)

第50号

(9月発行)

編集と発行

岸和田市廃棄物対策課

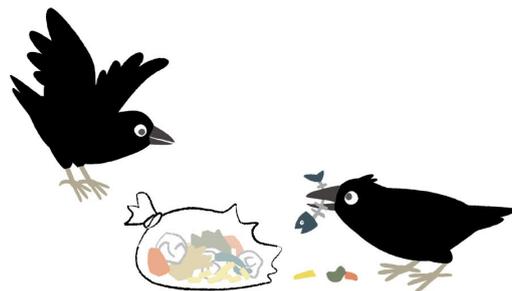
電話072(423)9465

【ごみ集積場における防鳥ネットの支給について】

ごみを出した後にカラスに狙われて荒らされるといふ相談が増えてきています。カラスは大変賢い生き物で、一度覚えてしまうと何度も狙われてしまいますので、近づけないことが重要なのですが、被害を減らしたい・止めたい時に使うのが防鳥ネットです。

ごみ袋の上からかぶせるだけでは、必ずしも被害がなくなるわけではなく、ネットの端に重しを置いたり、二重にしたりすると効果が増すと思われまふ。

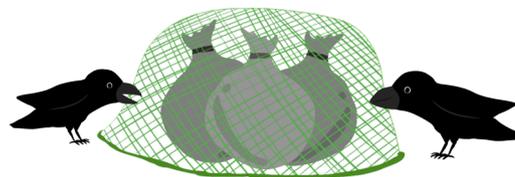
岸和田市ではごみ集積所におけるカラス等によるごみの散乱を防止し、収集作業の円滑な実施及び生活環境の保全を図ることを目的に防鳥用ネットを支給します。



【支給にともなう条件や内容】

TEL 072-423-9439

- ・ 3世帯以上が利用するごみ集積場等が対象となります。(申請は代表者が)
- ・ ごみ集積場等1か所につき1枚の支給となります。
- ・ 防鳥用ネット、ネットを使用するごみ集積場は、利用者が適正に維持、管理してください。
- ・ 申請したごみ集積場等以外での使用や第三者への譲渡、売却はしないでください。
- ・ 歩行者、車両等の通行に支障のないように使用してください。
- ・ 他施設を利用する場合やごみ集積場等を加工する場合は、必要な許可を取ってください。
- ・ 紛失、盗難、破損のないように管理してください。維持補修等は、利用者が行ってください。
- ・ 管理が十分でない場合やごみ収集に支障がある場合は、返還、撤去していただきます。返還できない場合は、防鳥用ネットの実費に相当する額をお支払いいただく場合があります。
- ・ 万が一事故や損害が発生しても、市は損害賠償、補償等の責は負いません。
- ・ 同じごみ集積場等では、3年以上経ってなければ再度の支給は受けられません。



ネットの大きさは2種類あり、(2×3) (3×4) mです。

在庫がなくなり次第の終了となりますのでご注意ください。

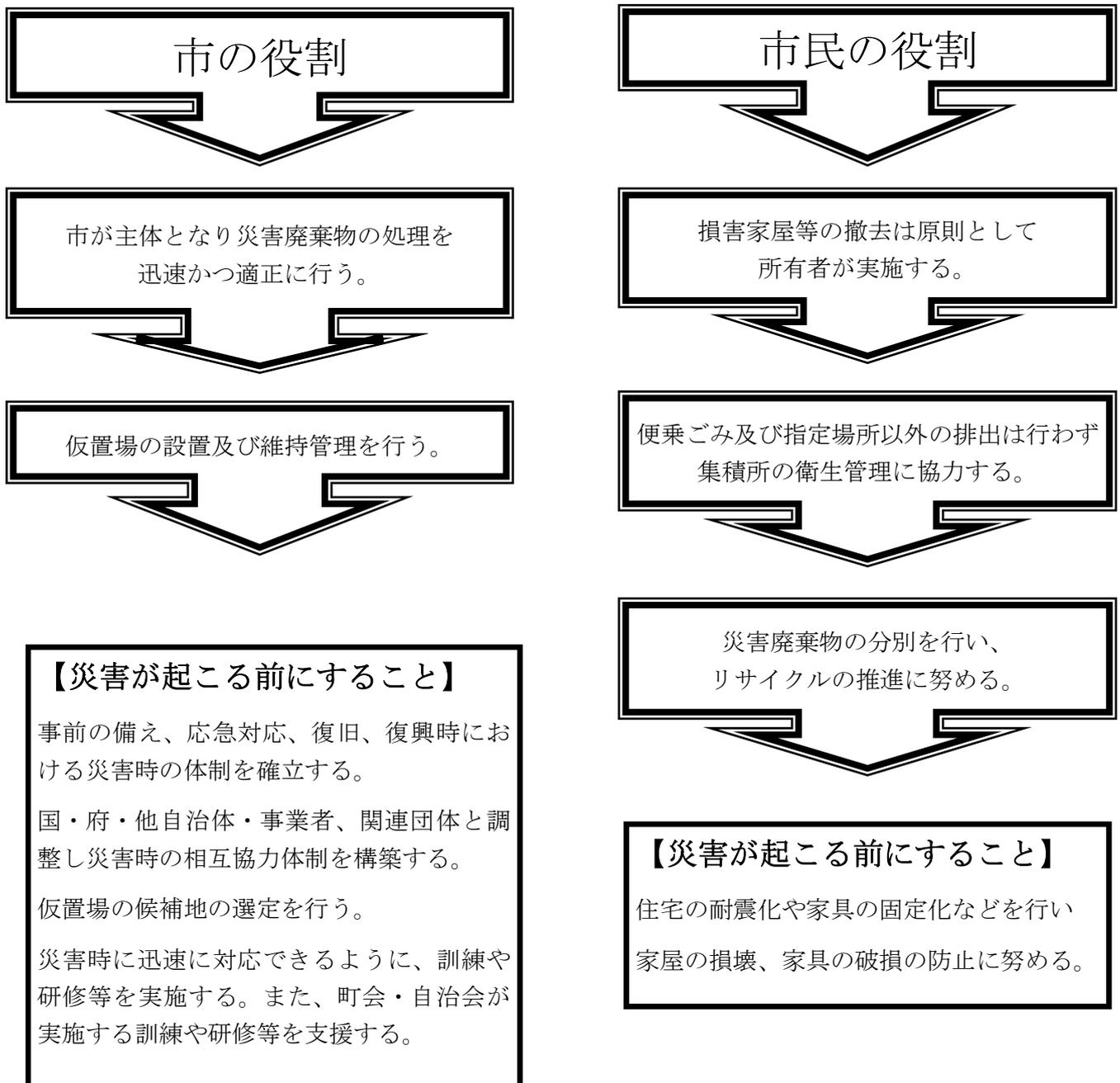
申請場所は廃棄物対策課(環境事務所)、土生町2丁目4-30

岸和田市災害廃棄物処理計画を策定

平成23年3月に東日本大震災が発生し、大量に発生する災害廃棄物の処理が課題となったことから、環境省の「災害廃棄物対策指針」が改定され、各自治体における「災害廃棄物処理計画」の策定が求められていました。

本市においても、平成30年9月の台風21号で、大量の災害廃棄物が発生しました。それらの教訓も踏まえ、災害に対する事前の体制整備を中心に、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進するため、本計画を策定しました。

災害廃棄物の各主体の役割【市・市民】



ここ最近【災害】と言われる自然災害がよく報道されています。地震や台風、土砂崩れにゲリラ豪雨と種類も様々ですが、対策をしていたり、知識があるないで被害が変わることになります。



しかし、それでも被害は必ず出ることになりますが、その後の行動が迅速に対応出来れば少しでも早く復興・復旧することが可能です。

災害が起これば災害廃棄物は必ず出ます、それらを素早く処理するためには集積の段階からの分別が重要になってくるのです。瓦礫やレンガ・金属類・角材などの燃えるもの、これらのすべてをまとめて集積すると、次は回収する時に仕分けが必要になるか、別の集積場への運搬をしなければなりません。



災害が起こらない事が一番なのですが、もし起こった時には怪我等に気を付けながら分別排出のほどをよろしくお願いします。

リユース品無償譲渡会の開催

本年度も、市民のみなさまから提供していただいた家具類・ベビー用品・小物等を展示し、抽選で無償提供するリユース品無償譲渡会を11月17日(水)～11月18日(木)の2日間開催する予定です。また、19日(金)には消費生活研究会の方々のご協力により、公開抽選会も行いますので、多くの方のご来場をお待ちしております。

なお、開催のお知らせは、広報きしわだ11月号に掲載する予定です。

会場：廃棄物対策課リユース品展示室
(土生町2丁目5-4)

申込：当日配布する応募券(1人1枚)
に必要事項を記入し、応募箱
へ投入

展示：11月17日(水曜日)
18日(木曜日)
午前10時～午後4時

抽選：11月19日(金曜日) 午前10時～



※リユース品の提供をお願いいたします。(10月号広報きしわだにも掲載しています。)

ご家庭で、使わなくなったリユース品があれば、廃棄物対策課(423-9465)までご連絡ください。リユースできそうな品物でしたら、引き取らせてもらいます。

特に、小物類が不足しており、小物類(おもちゃ・ぬいぐるみ・未使用の食器類等)のご提供をよろしくお願いいたします。なお、自転車・電化製品・品物の種類や状態により、お断りさせていただく場合もございます。

※ 新型コロナウイルスの影響で中止となる場合がございます。

令和3年度 廃食用油・刃物類回収日程表(第2回)

※下記の日程で廃食用油・刃物類回収を行いますので、ご多忙と思われませんが、ご協力
 よろしくお願いたします。

実施年月日	実施区域名
令和3年 10月24日 (日)	旭・太田 (刃物、牛滝)
令和3年 11月7日 (日)	新条・八木北 (新小松里町を除く)
令和3年 11月14日 (日)	山直北・城東
令和3年 11月21日 (日)	大宮・山直南
令和3年 11月28日 (日)	光明・天神山・ (刃物、山滝) ※牛滝除く
令和3年 12月5日 (日)	中央・浜・城内 (野田町・藤井町を含む)
令和3年 12月12日 (日)	朝陽・東光 (野田町・藤井町を除く)
令和3年 12月19日 (日)	春木・大芝・城北
令和4年 1月9日 (日)	八木南 (新小松里町を含む)
令和4年 1月16日 (日)	常盤
令和4年 2月27日 (日)	修斉・東葛城
令和4年 3月6日 (日)	八木

研修会中止に伴いまして推進員の皆様に研修会の資料を送付させていただきます。

また、岸和田市のホームページに日本容器包装リサイクル協会の動画のリンクを載せています。

下記のQRコードからも読み取りが可能ですのでお時間がございましたらサイトや動画の閲覧をお願いいたします。なお、動画をご覧なされる際は通信環境により通信料金がかかる場合がございます。

QRコードの読み取りが出来ない場合は、岸和田市のHPより

キーワードからさがす **推進員の活動** と打ち込むと

廃棄物減量等推進員の活動や市の施策の紹介 - 岸和田市公式ウェブ ... が出てくるのでこちらのページを開いて
www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/suisin-dayori

ください。日本容器包装リサイクル協会の動画一覧のページより

【禁忌品混入防止のお願い】の動画をご覧ください。

ご不明な点がございましたら

廃棄物対策課 減量推進担当まで

TEL 423-9465



日本容器包装リサイクル協会



岸和田市HP